

7 定時制の課程における特別募集選抜要領

1 特別募集の人員

実施要項の第1の1（5ページ）に示す人数に含まれるものとする。

2 作文

(1) 実施日

実施要項の第11の6（26ページ）による。

(2) 内容等

学校及び学科の特色等を踏まえ、作文の内容等を定める。

3 面接

(1) 面接の準備

ア 入学願書及び志願理由書等の記載内容を検討し、面接の基礎資料を準備する。

イ 面接実施計画を作成し、質問内容・質問方法・評定の基準を定め、あらかじめ十分な打合せを行う。

(2) 面接方法

個人面接とする。

(3) 面接時間

原則として、志願者1人につき10分程度とする。

(4) 面接委員

面接委員は教諭等を充て、2人以上を1組とする。

(5) 面接日

原則として、作文を実施する日に実施する。

(6) 質問内容

学校・学科の特色等を踏まえ、質問内容を定める。ただし、次の事項は質問しない。

ア 学力の測定にかかわること

イ 志願者の基本的人権にかかわること

(ア) 志願者の障害、容姿等に関すること

(イ) 志願者及び保護者の本籍、家族の社会的地位等に関すること

(ウ) 保護者の職業、学歴、収入等に関すること

(7) 面接における評価の観点

志願の理由、学習意欲及び態度とする。

(8) その他

追検査も同様に実施する。

4 資料の評定

(1) 志願理由書

志願の理由について、各高等学校が定める基準に従って、得点を算出する。

(2) 作文

作文について、各高等学校が定める基準に従って、得点を算出する。

(3) 面接

面接の結果を、各高等学校が定める基準に従って、得点を算出する。

5 総合得点

志願理由書、作文及び面接の各得点を資料として、各高等学校が定める基準に従って、総合得点を算出する。

その際、学校の教育方針、学科の特色等に基づいて、各資料の扱いに差をつけることができる。

6 選抜

総合得点に基づいて、入学許可候補者を決定する。